



# 企業の事業所現場を活用した実践的な訓練！！ 企業で働きながら、あなたのペースで「できる」を増やしませんか？

## 【事業主委託訓練（実践能力習得訓練コース）とは】

障害のある人（身体・知的・精神）が、企業の現場を活用して実際の仕事（作業実習）を体験し、実践的な職業能力を身につけるための訓練です。

訓練受講者の希望と委託先企業の要望に応じて、訓練修了後、就職となる場合があります。

### 訓練の概要

応募資格  
(受講資格)

- ・ハローワークに求職申込をしている人
- ・療育手帳、身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳（又は主治医の意見書）を所持している人

訓練期間

標準 3 ヶ月 （月 60～100 時間）

訓練期間中は

- ・訓練期間中の訓練生の労災保険は、静岡県が加入します
- ・静岡県から訓練手当または雇用保険を受給できる場合があります（要件を満たし、ハローワークの受講指示を受けた場合。1 か月あたり 10 万円程度＋通所手当等）

費用

受講料は無料です

申込方法

住所を管轄するハローワークで訓練の申し込みをします

### 訓練中の関わり

訓練生が安心して訓練に取り組めるよう、事業所・ハローワーク・支援機関・あしたか職業訓練校等複数の機関が連携してサポートします！  
慣れない環境での不安やストレスも、一人で抱え込まずご相談ください。



お問い合わせは・・・

静岡県立あしたか職業訓練校

〒410-0301 沼津市宮本5-2

TEL : 055-924-4380 / FAX : 055-924-7758

障害者委託訓練担当（コーチ、コーディネーター） まで